茨城県のうち 筑西市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十一キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十四キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が七キロリットル以上 五　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
茨城県のうち 坂東市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
茨城県のうち 稲敷市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十一・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
茨城県のうち かすみがうら市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・七キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
茨城県のうち 桜川市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

茨城県のうち 神栖市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が五十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量三十七キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
茨城県のうち 鉾田市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十四キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
茨城県のうち つくばみらい市	同時に給油することができる自動車の数が七以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四十キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
茨城県のうち 東茨城郡のうち茨城町	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
茨城県のうち 東茨城郡のうち大洗町	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること